

# 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について

令和4年2月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局  
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話:03-6257-1421

メール:[kigyou-furusato@cas.go.jp](mailto:kigyou-furusato@cas.go.jp)

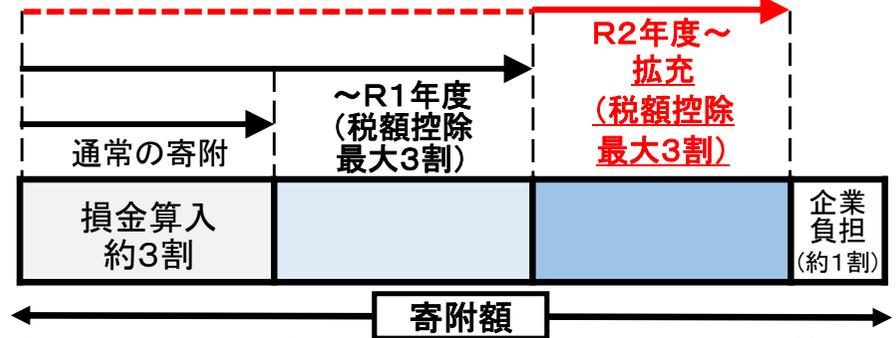
# 企業版ふるさと納税

## 地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

### 制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

### 活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



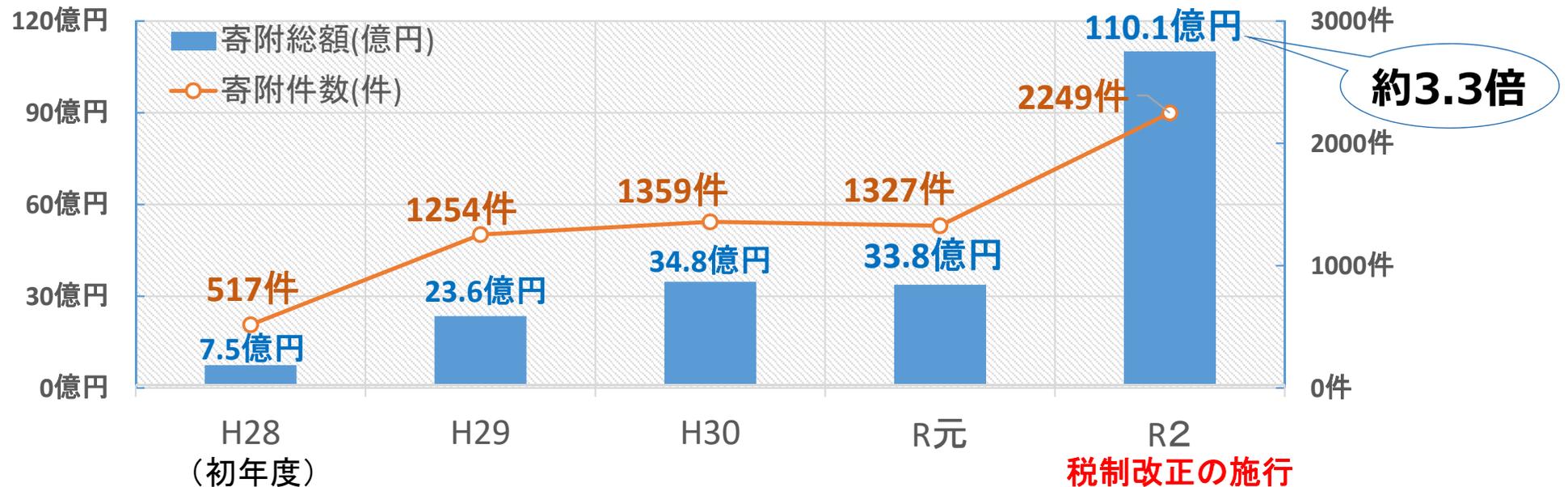
国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村(令和3年11月26日時点)

# 令和2年度寄附実績

○ 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**（金額は前年比**3.3倍**の**110.1億円**、件数は**1.7倍**の**2,249件**）

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	6,706件



## 企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。



- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。



## 企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。



- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。



- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。



- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。



## 地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。



- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。



## SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。



## 被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。



## 創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができただけではないかと考えています。



## 寄附活用自事業が社員のプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。



## 「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。

### 地域再生計画



- 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。

### 寄附募集事業



- 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご利用ください。

### マッチング会



# 寄附活用事例（群馬県川場村）

令和3年3月内閣府発行「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」に掲載 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>

## 事業名称

# 森林資源を活用したエネルギー開発と農産物ブランド化プロジェクト

## 寄附活用事業の概要

村士の約83%を森林が占める川場村では、かつては林業が主要産業の一つであったが、木材需要の低迷や安価な輸入材の流入により長く衰退したままの状態が続いていた。そうしたなか、2012年に清水建設株式会社と東京農業大学とで3者協定を結んで「ウッドビレジ川場」を設立し、森林資源を活用することによる**製材、発電、温室の3つを柱とする木材コンビナート事業**に取り組んでいる。本プロジェクトでは、製材所で製造される**木質チップを燃料とする木質バイオマス発電**や、**廃熱を利用した温室農業**を行っており、これらの事業を通じて、**新たな産業を創出し、村内経済の活性化**へとつなげている。

木質チップを燃料とする  
「森林（もり）の発電所」



事業・寄附情報・SDGs関連ゴール

## <地方公共団体>寄附受入れの経緯・工夫

村内に事業所があるなど、当村と縁のある企業に対し、電話等で企業版ふるさと納税や寄附活用事業について説明。興味を持たれた企業には**村長自らが出向き、当村で独自に作成した寄附活用事業を説明するチラシなどを用いて寄附を依頼**。人員が少ないこともあり、庁内で企業版ふるさと納税の営業体制を整えることが難しい状況のなか、村長によるトップセールスが寄附獲得につながった。寄附企業名は当村の広報誌で紹介。

## <寄附企業>寄附の経緯・効果

川場村でスキー場を運営しており、地域貢献の思いから寄附を決定。また、森林の環境保全や冬季の観光客の増加など、寄附活用事業の成功は当社の事業にもメリットがあると考えている。寄附後、同村の広報誌で紹介していただいたことで、企業のイメージアップにもつながっている。

事業分野	環境保全・エネルギー
事業期間	2016年8月～2020年3月
総事業費	45,296千円
寄附額	6,500千円
寄附件数	8件
寄附企業名	株式会社エコ計画、 日本スキー場開発株式会社
■ (SDGs) 関連するゴール	
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを
13 気候変動に 具体的な対策を	15 陸の豊かさも 守ろう

# 令和3年度大臣表彰事例より（脱炭素関連）

## <地方公共団体部門>

### 岡山県真庭市（R2,R3）

寄附実績：<「里山資本主義」真庭の挑戦> 220,000千円  
<企業版ふるさと納税（人材派遣型）> 8,824千円

#### <「里山資本主義」真庭の挑戦>

- 真庭市産CLT（直交集成板）を活用して、東京・晴海に三菱地所㈱が建築した隈研吾氏設計監修の展示施設『CLT PARK HARUMI』を蒜山高原に移築。**持続可能な循環型社会を世界に発信する観光文化発信拠点として活用。**

#### <企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用>

- **企業版ふるさと納税（人材派遣型）の仕組みを全国で初めて活用。**観光分野の専門ノウハウを有する企業人材が、コロナ禍における新たな観光振興政策の企画に従事。



©Kawasumi-Kobayashi Kenji Photograph Office

観光文化発信拠点  
「GREENable HIRUZEN」

### 鹿児島県大崎町（R2～R5）

寄附実績：329,490千円

- リサイクル率日本一の大崎町の取組を発展させ、SDGsの達成と地域の課題解決を図るため、**民間企業と共に、官民連携の推進事業体として（一社）大崎町SDGs推進協議会を設立。**
- 「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」という目標を掲げ、「研究・開発」「人材育成」「情報発信」の3つの柱を中心に様々なプロジェクトを展開。町内外の企業と協働し、**環境負荷を下げる商品展開や仕組みの開発、SDGsに係る学生向け授業やメディアと連携した普及活動等を実施。**



未来の大崎町ビジョンマップ

## <企業部門>

### ヤフー株式会社

寄附実績：244,382千円（R3.12月時点） 寄附先：8地方公共団体

#### <ヤフー株式会社の取組>

- 「カーボンニュートラル」をテーマに寄附活用事業を公募し、**地方公共団体の実施する寄附活用事業を誘発。**本テーマに関する寄附活用事業の公募としては国内初の取組であり、8地方公共団体へ寄附を実施。**採択後も、地方公共団体の担当者との対話や伴走支援等によりフォローアップを実施。**

#### <寄附先の一つである三重県尾鷲市の「脱炭素社会の実現と尾鷲ヒノキ林業の再興事業」>

- 間伐により、二酸化炭素吸収量が低下している森林の若返りを図るなど、「脱炭素」という新たなアプローチで歴史ある尾鷲ヒノキ林業を再興させる事業。



森に通した作業道・遊歩道  
（三重県尾鷲市）

## 活用に向けた企業の取組 — ヤフー株式会社 —

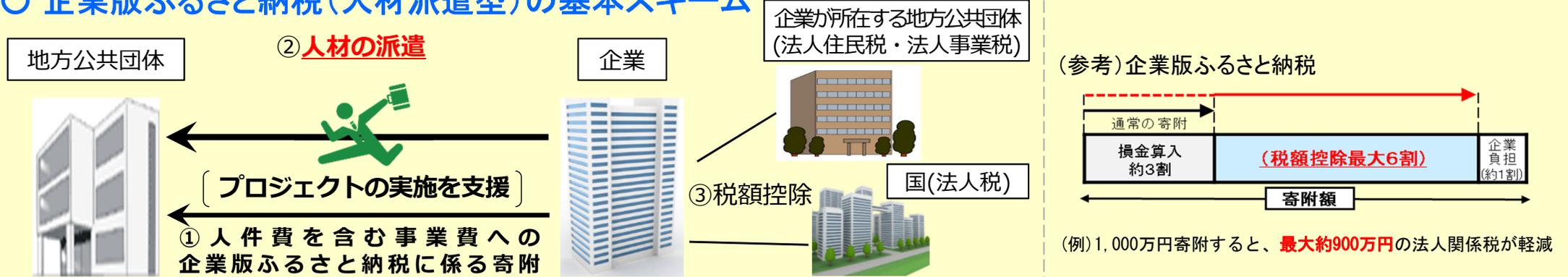
ヤフーは国内の脱炭素化および再生可能エネルギー化への取組の一つとして、企業版ふるさと納税の寄付先となる地方公共団体を公募する取組  
「Yahoo! JAPAN 地域カーボンニュートラル促進プロジェクト」を2021年1月21日に発表し、8月24日に第一弾となる寄付先を発表しました。

	自治体名	取組み内容	金額 (端数省略)		
1	北海道三笠市	石炭採掘跡へのCO2固定	1億円	吸収 固定	
2	宮城県	海岸防災林の適正管理 藻場造成	2,700万円	吸収 固定	
3	埼玉県	中小企業向けCO2見える化事業	760万円	排出 削減	
4	神奈川県平塚市	波力発電の商用化と漁船の電池推進船化 発電所周辺の藻場造成	2,400万円	再エネ 発電	吸収 固定
5	新潟県	一次産業による温室効果ガスの排出抑制・ 削減・吸収源対策	400万円	排出 削減	吸収 固定
6	山梨県	果樹園での土壌炭素固定	1,000万円	吸収 固定	
7	三重県尾鷲市	尾鷲ヒノキ市有林の若返り	2,600万円	吸収 固定	
8	鹿児島県大崎町	リサイクル率No1の大崎システムの横展開	4,600万円	排出 削減	

# 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

## ○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、**当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう**

### 地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れる**ことができる
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

### 企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

### ○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの**人材受入れなどを対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての**経済的利益供与の禁止** など

活用団体	受入期間 (予定含む)	従事する事業	企業所在地 / 派遣人数	活用団体	受入期間 (予定含む)	従事する事業	企業所在地 / 派遣人数
岡山県真庭市	R3/4/1から2年間	観光振興事業	岡山市 / 1名	熊本県	R3/8/18から約11ヶ月間	脱炭素化推進事業	福岡市 / 1名
新潟県	R3/6/1から9ヶ月間	ICTによる地域課題解決	東京都 / 1名	岩手県大槌町	R3/10/1から6ヶ月間	防災・協働地域づくり	東京都 / 1名
大阪府貝塚市	R3/7/1から2年間	まちづくり事業	大阪市 / 1名	奈良県葛城市	R3/10/1から6ヶ月間	ICTによる地域課題解決	東京都 / 1名
埼玉県横瀬町	R4/2/1から8ヶ月間	ICTによる地域課題解決	東京都 / 2名				7

# 熊本県と九電で地球温暖化対策に関する連携協定締結

## 熊本県と九州電力株式会社との地球温暖化対策に関する連携協定

### (連携事項)

第2条 熊本県と九州電力株式会社は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協働する。

- (1) 産業・業務部門におけるエネルギーシフト(電化)の推進
- (2) 家庭部門における省エネルギー及びエネルギーシフト(電化)の推進
- (3) 県有施設の省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの調達並びにエネルギーシフト(電化)の推進
- (4) その他、温室効果ガスの削減に寄与すること



R3(2021).8.18

## 企業版ふるさと納税(人材派遣型)制度を活用した職員採用

<p>熊本県</p>	<p>【任用形態】 一般任期付職員                  【配属先】 環境生活部 環境局 環境立県推進課                  【職位】 主幹                  【職種】 電気職                  【採用期間】 令和3年(2021)8月18日～令和4年(2022年)6月30日 ※                  【業務】 温室効果ガス削減に関する政策企画推進(主に技術的助言)</p>
<p>九州電力</p>	<p>【所属】 熊本支店営業部技術提案グループ                  【役職】 管理職(副長)                  【入社年】 1999年                  【業務】 各種コンサルタント                  (業務用空調・給湯熱源、自家発電運用・導入、エネルギーサービス事業)</p>

## 連携協定に基づく具体的な取組み

### 【産業・業務部門】

- ・脱炭素経営セミナー（環境省事業）の企画支援
- ・環境保全協議会（県内中小企業）向け研修会
- ・熊本県信用保証協会との協働
- ・異業種からの問い合わせ多数 等々



### 【県有施設】エネルギーシフト

- ・熊本県農業研究センターの電化提案
- ・その他県有施設の電化推進に向けた庁内合同勉強会 等々



### 【家庭部門】

- ・県民運動プロモーション企画（電化推進）



### 【県有施設】省エネ・再エネ調達

- ・熊本県心の医療センターの省エネ提案
- ・県出先機関への再エネ導入 等々



## 企業版ふるさと納税(人材派遣型)制度の活用に向けた準備

熊本県	<p><b>【職員採用に向けた整理】</b> 任用形態、役職、身分、採用期間、給与手当関係、勤務条件、採用試験</p> <p><b>【寄附金の受け入れ】</b> 派遣職員の任期が年度をまたぐ場合など、寄附受領のタイミングの確認</p> <p><b>【受入れ職員の業務整理】</b> 産業部門、家庭部門における電化のメリデメ整理、具体的施策の検討など</p>
九州電力	<p><b>【派遣に向けた人選及び異動調整】</b> 派遣要件を踏まえた人選、異動調整</p> <p><b>【派遣に向けた諸手続き】</b> 派遣形態、処遇(給与手当、勤務条件等)、派遣後の業務内容の確認</p> <p><b>【寄附金の算定】</b> 人件費を含む事業費への企業版ふるさと納税に係る寄附金算定</p>

# 企業版ふるさと納税活用促進に向けた取組 —企業と地方公共団体とのマッチング会—

○ 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、**官民連携の場**として、2018年8月31日に「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を設置。

○ 会員数：6,291団体(2022年1月末時点)

[ 都道府県及び市区町村:1,045団体 / 関係府省庁:16団体 / 民間団体等:5,230団体 ]

○ 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置(2022年1月末時点:55分科会)。

- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。



分科会会員数の推移



## 企業版ふるさと納税 分科会 (企業241団体、地方公共団体458団体 ※R3.11時点)

課題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

### ○2020年度開催実績

- 第1回：8月26日(WEB開催) 自治体72団体、企業34団体
- 第2回：10月1日(WEB開催) 自治体147団体
- 第3回：10月29日(WEB開催) 自治体42団体、企業31団体
- 第4回：12月9日(WEB開催) 自治体62団体、企業33団体
- 第5回：1月22日(WEB開催) 自治体116団体、企業87団体
- 第6回：2月25日(WEB開催) 自治体82団体、企業77団体

- ・自治体向けのセミナー(企業への効果的なプレゼンテーションや個別面談時の対話の手法等)、模擬プレゼンを実施
- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)についての説明を実施
- ・企業からのプレゼンテーションを実施
- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)のプレゼンテーション及び個別面談を実施
- ・メインテーマを設定(①スポーツ・文化の振興、②脱炭素社会の実現)
- ・自治体(今治市)による取組事例発表
- ・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)

### ○2021年度開催実績

- 第1回：7月15日(WEB開催) 自治体149団体、企業58団体
- 第2回：9月2日(WEB開催) 自治体88団体、企業68団体
- 第3回：10月13日(WEB開催) 自治体137団体、企業64団体
- 第4回：11月18日(WEB開催) 自治体102団体、企業62団体
- 第5回：1月18日(WEB開催) 自治体64団体、企業54団体
- 第6回：2月9日(WEB開催) 自治体92団体、企業44団体

- ・メインテーマを設定(①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策)
- ・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)
- ・企業が地方公共団体のプレゼンテーションを視聴した上で関心ある地方公共団体と面談できるよう、個別面談会を別日に設定
- ・メインテーマを設定(①災害・国土強靱化・新型コロナウイルス感染症対策、②移住・定住の促進)
- ・「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」相談会として開催

令和4年度も継続して年6回程度開催予定

・メインテーマを設定(サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決)



内閣府

内閣府・経済産業省共催  
地方創生 SDGs イベント



経済産業省  
Ministry of Economy, Trade and Industry



地域経済活性化に向けた

# 「企業版ふるさと納税」

活用セミナー & マッチング

お申込みはこちら【2月25日(金)〆切】

<https://cpriver.jp/seminar/detail/102>

令和4年 2月28日(月) 13:30-15:30 zoom **参加無料**

## Time Table

- 13:30 開会
- 13:35 主旨説明 (経済産業省 地域産業基盤整備課長 塩手 能景)
- 13:40 制度概要説明
- 13:50 地域経済活性化のための活用事例・活用イメージ (株式会社カルティブ 小坪 拓也 氏)
- 13:55 寄附募集事業の自治体プレゼン [7分 × 10自治体]  
**棒読なしの熱いメッセージをお聞きください!**
- 15:10 寄附募集事業の自治体ショートプレゼン [1分 × 10自治体]  
**寄附事業を1分で簡潔に紹介します!**
- 15:20 プレゼン者と参加者とのコミュニケーションタイム
- 15:30 閉会

### ● 寄附募集事業の自治体プレゼン [7分 × 10自治体]

1	大阪府 泉佐野市	どの地域、どの自治体でも。人と地方と企業を繋ぐ、新しい地方創生の取組み～ふるさと納税型CF活用による「三方よし」の施策～
2	茨城県 かすみがうら市	かすみがうらワーケーション実証プロジェクト～幸せな働き方はここにある～
3	熊本県 高森町	企業参加型熊本地震「ダークツーリズム」と連携した南阿蘇鉄道創造的復興加速化プロジェクト
4	鹿児島県 瀬戸内町	企業・リモートワーカー誘致プロジェクト
5	沖縄県 恩納村	『中学生と考えてみた』～地域課題解決に向けた新たな地域の価値づくり～
6	大阪府 四條畷市	自動運転を起点とした地域主体のまちづくり
7	山形県 鶴岡市	若者の地元回帰を応援する「つるおかエール奨学金返済支援事業」
8	北海道 三笠市	地域資源を活用したCO2排出量実質ゼロとなる水素製造による新たななしごと創生事業
9	高知県 梶原町	梶原町・脱炭素社会の実現を目指す事業
10	佐賀県 佐賀市	バイオマス産業都市・佐賀市を目指す持続可能な脱炭素・資源循環のまちづくり

### ● 寄附募集事業の自治体ショートプレゼン [1分 × 10自治体]

1	徳島県 三好市	髙文也杯野球大会事業
2	栃木県 矢板市	未来技術を活用した健康&スポーツの飛躍的レベルupプロジェクト!
3	兵庫県 姫路市	ここからだと農業を元気にする「ハーブの里山プロジェクト」
4	大分県 竹田市	祖母山麓エリア再生プロジェクト～持続可能な地域活動・経済活動で人と自然を次の世代へ～
5	栃木県 佐野市	次世代の佐野らーめんを担う挑戦者をともに応援しませんか? 「佐野らーめん予備校プロジェクト」
6	岩手県 住田町	東日本大震災時の仮設住宅を再利用したワーキングスペース「仕事・学びの場創出事業」の展開について
7	長野県 白馬村	多様な人々が集い、寛ぎ、学び、遊び、交流する、未来の白馬を象徴する複合施設
8	香川県 さぬき市	「選ばれるまち」になるために
9	神奈川県 平塚市	地域経済キャッシュレス化推進事業
10	鳥取県 鳥取市	鳥取市の「食」と「エネルギー」の自給自足モデル構築に向けた取組

企業の「各地方公共団体でどんな寄附事業があるか分からない。」に応えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。

## ■企業版ふるさと納税ポータルサイト トップページ



地域から探す →

分野別の寄附募集事業一覧 →

キーワードから探す →

企業版ふるさと納税  
ポータルサイト→



※「分野別の寄附募集事業」「キーワードから探す」における検索で該当しない事業であっても、企業版ふるさと納税に係る寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当部署にお問い合わせください。

# 活用促進に向けた国の取組 一特に寄附を募集している事業のPDF掲載例一



## 愛知県小牧市

Komaki

### こまき子ども未来館運営事業

みんなで育てよう！「こまき子ども未来館」  
～子どもを中心に世代を越えて市民がつながる施設を目指して～

こまき子ども未来館は、本市の子育て支援の中核施設として、  
**「子どもの夢への挑戦を応援する施設」**  
**「子どもを中心に世代を越えて市民がつながる施設」**  
**「子育て・子育ての中核となる施設」**  
 を目指し、さまざまな「遊び」や「体験」を通じて、楽しみながらそれぞれの「学び」を見つけることができる児童館です。

「子ども夢・チャレンジNo.1都市宣言」の理念を実現する施設として、「未来リテラシーを育む」というコンセプトのもと、子ども達にこれからの未来を力強く引き抜く力を育てる豊かな「学び」を提供し、小牧の子ども達やまちの「成長のシンボル」として、いつまでも愛される施設を目指します。

**一緒に子ども達や施設の成長を支えていただける企業様をお待ちしています！**

施設の新シブからなる大規模な大型ネット  
遊具「シブ遊具センター」



デジタルから学びまで、遠征や遠征では体験できない「新しい」学びが広がる講座



◆お問い合わせはこちら◆  
 小牧市役所 多世代交流プラザ準備室  
 TEL 71-8616 FAX 71-8612  
 mail miraikan@city.komaki.lg.jp



## 奈良県明日香村

### 世界遺産登録推進プロジェクト

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録に向け、明日香村では全村が一丸となって様々な事業を展開しており、**2024年に登録が実現する予定**です。  
 本プロジェクトは世界遺産登録に向けた構成資産の調査や整備をはじめ、登録後の来訪者を受け入れを想定した周辺環境整備、さらには世界遺産のある村としての誇りを次世代に継承するための施策などの下記事業を展開していきます。  
 世界遺産の登録推進にご支援をお願いします。

- (1) 発掘調査の実施
- (2) 構成資産の整備
- (3) 周辺環境の整備
- (4) 景観保全の推進
- (5) 魅力発信の推進
- (6) 次世代への継承

様式 2



【連絡先】  
 明日香村役場 総合政策課  
 電話番号：0744-54-2001  
 メールアドレス：seisaku@tobutori-asuka.jp



## 福岡市 FUKUOKA CITY

### 世界水泳選手権福岡大会開催等準備事業

2022年、21年ぶりに福岡市で開催される「世界水泳選手権」に加え、引き続き「世界マスターズ水泳選手権」が九州各地で開催されます！  
 新型コロナウイルス禍における新たな世界秩序の下で、元気や活力を与えてくれるビッグイベントになると同時に、世界中の人々に福岡、九州、更には日本の魅力を発信できるチャンスだと捉えています。  
 世界水泳を通じて新たな世界秩序の時代を一緒に盛り上げていただける企業さまのご寄付をお待ちしております！

### 第19回 FINA 世界水泳選手権 2022

会期：2022年5月13日(金)～5月29日(日) 17日間



### 第19回 FINA 世界マスターズ水泳選手権 2022

会期：2022年5月31日(火)～6月9日(木) 10日間



【連絡先】福岡市市民局世界水泳担当  
 電話番号：092-711-4610 メールアドレス：worldaquatics.CAB@city.fukuoka.lg.jp

### 高知県 企業版ふるさと納税 主な活用事業

- 1 「若者が住んで稼げる元気な漁村づくり」を進めます！  
 ～高マリンイノベーションの推進による効率的な漁業生産体制への転換～  
 漁業者の高齢化や減少が進む中、漁業の生産性向上を図るため、生産、流通、販売の各段階でデジタル化を推進します。  
 (例)漁獲予測システムの開発  
 ・市場における自動計量システムの導入支援 など
- 2 デジタル技術を活用した製品やサービスの開発を支援します！  
 ～オープンイノベーションプラットフォームによる課題解決型の産業創出～  
 企業や大学などの技術やアイデアを組み合わせ、AIやIoTなどを活用して県内の様々な課題の解決につなげる新たな製品・サービスの開発を推進します。  
 (例)スマートグラスを用いた農産物の選別自動化装置  
 ・工場における異種品検出システムの開発 など
- 3 都市での木材利用の促進により木材産業の活性を図ります！  
 ～木材需要の拡大と「土佐材」の外貨促進～  
 木材産業の活性化を図るため、事務所や店舗の木造化、木質化など、都市での木材利用を促進します。また、顧客ニーズに基づき付加価値の高い装飾部材や木製品の開発などに取り組みます。  
 (例)東京、大阪などにおける木材利用促進活動  
 ・建築士向け「木材」データベース構築支援活動 など

- 4 「子ども食堂」を支援します！  
 ～子どもの居場所づくり推進事業～  
 食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」を高知県全域に広げることで、子育て環境の充実を図ります。  
 <SDGs> 関連するゴール  
 1 貧困 2 健康と福祉 3 持続可能な開発 4 質の高い教育をみんなに 5 働きがいと経済成長 6 安全な水とトイレを世界中に 7 持続可能なエネルギー 8 豊かさをみんなに実感 9 産業とイノベーションに力を入れる 10 人や国を超えて公正で包摂的な成長を 11 住み続けられるまちづくりを 12 持続可能な消費と生産 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 公正で平和な社会を 17 持続可能なパートナーシップを
- 5 中山間地域の維持・活性化に取り組みします！  
 ～集落活動センターの拡大・機能強化事業～  
 集落機能の維持や地域活動の担い手確保など、中山間地域の発展を図るよう積極的に連携する「集落活動センター」の取り組みを支援します。
- 6 県内企業の「稼ぐ力」を高めます！  
 ～中小企業の経営基盤の強化と 外貨の促進～  
 県内の中小企業や製造業が試行開発、設備投資、国内での販路開拓を第一として支援します。
- 7 高知デジタルカレッジを開設します！  
 ～IT・コンテンツ産業の振興と 県内企業のデジタル化の促進～  
 企業の経営者や社員など、幅広い層のニーズに合わせて、アプリ開発やWebデザイン、AI等の活用方法などを学ぶ講座を開設します。
- 8 観光振興により地域経済の活性化を図ります！  
 ① 高知ならではの自然景観や体験プログラムを生かした観光地づくりを推進します！  
 ・自然景観を生かした体験、滞在型の観光地づくりの推進  
 ・観光プロダクトの企画・開発など、観光客の満足度の向上を図ります。  
 ② おもてなしのさらなる充実を図ります！  
 ・県高知観光の「おもてなし」を推進し、活用した観光情報の発信や接客イベントの開催  
 ・おもてなし研修の実施や臨時観光案内所の設置等  
 <2019年度実績>  
 観光客数(43万人) 観光収入(1,000億円) 外国人観光客数(95,470人)

このほか、高知県「ひとしごと創生総合戦略」に記載された事業は、企業版ふるさと納税の対象となるケースがあります。  
 高知県は、令和2年3月31日、内閣府より地方創生推進特別推進事業の地域再生枠の包括的公募を受けています。

<b>総説</b>	禁止される具体例の例示	【Q5-1-1】	
	許容される具体例の例示	【Q5-1-2】	
<b>個別事例の詳細</b>			
<b>契約一般</b>	寄附を行った法人を契約の相手方とすること	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約	【Q5-2-1】
		上記以外の事業に係る契約	【Q5-2-2】
	すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-2-3】	
<b>ネーミングライツ</b>	寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること	有償のネーミングライツ契約	【Q5-3-1】
		無償のネーミングライツ契約	【Q5-3-2】
<b>施設等の利用</b>	寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること	【Q5-4-1】(番号改定)	
	寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること	【Q5-4-2】(新設)	
<b>寄附法人の子会社等</b>	寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること	【Q5-5】	
<b>契約関係類似の関係</b>	寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること	【Q5-6-1】	
	すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-6-2】	
<b>その他</b>	法人にとってのメリット	【Q11】	

# 令和4年1月17日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容

## 【問番号のみ改定】

Q5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

## 【回答番号のみ改定】

A5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

## 【新設】

Q5-4-2.

寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。

## 【新設】

A5-4-2.

寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。

## 【参考（改定なし）】

Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

## 【参考（改定なし）】

A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

a.～d. (略)

e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

(略)

・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

(略)

# 令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容①

## Q5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

## A5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記e.のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
- ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記したQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答もご参照ください。

なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。

## Q5-1-2.

例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。

## A5-1-2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下のQ5-2-1からQ5-6-2までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。

## 令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容②

### Q 5 - 2 - 1 .

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

### A 5 - 2 - 1 .

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手續きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。

### Q 5 - 2 - 2 .

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

### A 5 - 2 - 2 .

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q 5 - 2 - 1に対するA 5 - 2 - 1と同様の考え方となります。

地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q5-2-3.

地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-2-3.

過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q5-2-1に対するA5-2-1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。

## Q5-3-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

## A5-3-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

## Q5-3-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

## A5-3-2.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。

なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合が挙げられます。

いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

## 令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容⑥

### Q5-4.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

### A5-4.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

### Q5-5.

地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

### A5-5.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。

Q5-6-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること
- ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと
- ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること
- ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること

A5-6-1.

上記Q5-2-1に対するA5-2-1と同様の考え方となります。A5-2-1をご参照ください。

Q5-6-2.

地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること
- ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること

A5-6-2.

上記Q5-2-3に対するA5-2-3と同様の考え方となります。A5-2-3をご参照ください。

11. その他

Q11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。

A11.

法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。

- ・ 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- ・ 地域社会の活力向上などへの貢献
- ・ 創業地など縁のある地域への恩返し
- ・ 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs達成に向けた取組みの推進、ESGに配慮した経営の遂行
- ・ 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築 など

詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>)